（経営状況分析の結果の通知）

第十九条の五　法第二十七条の二十五の通知は、別記様式第二十五号の十三による通知書により行うものとする。

（経営規模等評価申請書の記載事項及び様式）

第十九条の七　（略）

２　経営規模等評価申請書の様式は、別記様式第二十五号の十四によるものとする。

（経営規模等評価の結果の通知）

第十九条の九　法第二十七条の二十七の通知は、別記様式第二十五号の十五による通知書により行うものとする。

（再審査の申立て）

第二十条　（略）

２　（略）

３　再審査の申立ては、別記様式第二十五号の十四による申立書を経営規模等評価を行つた国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

４・５　（略）

（総合評定値の請求）

第二十一条の二　（略）

２　総合評定値の請求は、別記様式第二十五号の十四による請求書により行うものとし、当該請求書には、第十九条の五に規定する通知書を添付するものとする。

３　（略）

（総合評定値の通知）

第二十一条の四　法第二十七条の二十九第一項及び第三項の規定による通知は、別記様式第二十五号の十五による通知書により行うものとする。

（登録経営状況分析機関の登録の申請）

第二十一条の五　法第二十七条の二十四第一項の登録（以下この条において「登録」という。）を受けようとする者は、別記様式第二十五号の十六の登録経営状況分析機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　登録を受けようとする者が法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の六各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

五　（略）

２　（略）

（経営状況分析の実施基準）

第二十一条の六　法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の九の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～三　（略）

四　経営状況分析申請書等に記載された内容（前号の規定により補正が行われた場合においては、当該補正後の内容）が、国土交通大臣が定める各勘定科目間の関係、各勘定科目に計上された金額等に関する報告基準に該当する場合においては、国土交通大臣の定めるところにより、別記様式第二十五号の十七による報告書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出すること。

五・六　（略）

（経営状況分析の結果の通知）

第十九条の五　法第二十七条の二十五の通知は、別記様式第二十五号の十による通知書により行うものとする。

（経営規模等評価申請書の記載事項及び様式）

第十九条の七　（略）

２　経営規模等評価申請書の様式は、別記様式第二十五号の十一によるものとする。

（経営規模等評価の結果の通知）

第十九条の九　法第二十七条の二十七の通知は、別記様式第二十五号の十二による通知書により行うものとする。

（再審査の申立て）

第二十条　（略）

２　（略）

３　再審査の申立ては、別記様式第二十五号の十一による申立書を経営規模等評価を行つた国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

４・５　（略）

（総合評定値の請求）

第二十一条の二　（略）

２　総合評定値の請求は、別記様式第二十五号の十一による請求書により行うものとし、当該請求書には、第十九条の五に規定する通知書を添付するものとする。

３　（略）

（総合評定値の通知）

第二十一条の四　法第二十七条の二十九第一項及び第三項の規定による通知は、別記様式第二十五号の十二による通知書により行うものとする。

（登録経営状況分析機関の登録の申請）

第二十一条の五　法第二十七条の二十四第一項の登録（以下この条において「登録」という。）を受けようとする者は、別記様式第二十五号の十三の登録経営状況分析機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　登録を受けようとする者が法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の五各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

五　（略）

２　（略）

（経営状況分析の実施基準）

第二十一条の六　法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～三　（略）

四　経営状況分析申請書等に記載された内容（前号の規定により補正が行われた場合においては、当該補正後の内容）が、国土交通大臣が定める各勘定科目間の関係、各勘定科目に計上された金額等に関する報告基準に該当する場合においては、国土交通大臣の定めるところにより、別記様式第二十五号の十四による報告書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出すること。

五・六　（略）